

注：令和5年度予算編成の過程で内容が変更となる場合があります

## 令和5年度 香美市高等学校等奨学金のご案内

香美市高等学校等奨学金とは、高等学校、大学等において勉学する意欲と能力を持ちながら経済的な理由により修学が困難な方に対して給付する奨学金のことです。

※令和5年度の支給対象期間は6ヶ月間の予定です。

### 1 給付対象者（以下の全てに該当する方が対象となります。）

- ① 高等学校等に在学する生徒又は学生であって、保護者が香美市内に居住している方。
- ② 次のいずれかに該当する経済的な理由により修学が困難な方。
  - ア 奨学金の給付を受けようとする年度の前年度に生活保護法に基づく保護を受けた世帯
  - イ 奨学金の給付を受けようとする年度の前年度に住民税を非課税とされた方の属する世帯（住民税を課税された者が1人以上いる世帯を除く。）
  - ウ 奨学金の給付を受けようとする年度の前年度に住民税の減免を受けた方の属する世帯（住民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。）
  - エ 奨学金の給付を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日前1年間の収入が当該年度における生活保護法の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍以下である世帯

【注】以上の条件を満たしていても、申請者が多数の場合、選考により給付できない場合があります。

### 2 給付月額

| 区 分                          | 金 額     |
|------------------------------|---------|
| 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年） | 10,000円 |
| 高等専門学校（4～5年）、短期大学、大学         | 13,000円 |

### 3 給付期間

令和5年度は高等学校、大学、短期大学等すべて6ヶ月間に限ります。

6ヶ月後以降の新たな支援制度については未定です

### 4 申請手続

申請書を令和5年3月31日（金）までに教育委員会教育振興課に提出してください。（必着）  
申請書は、香美市立中学校・教育委員会教育振興課・各教育委員会分室にあります。

（裏面に続く）

## 5 必要書類

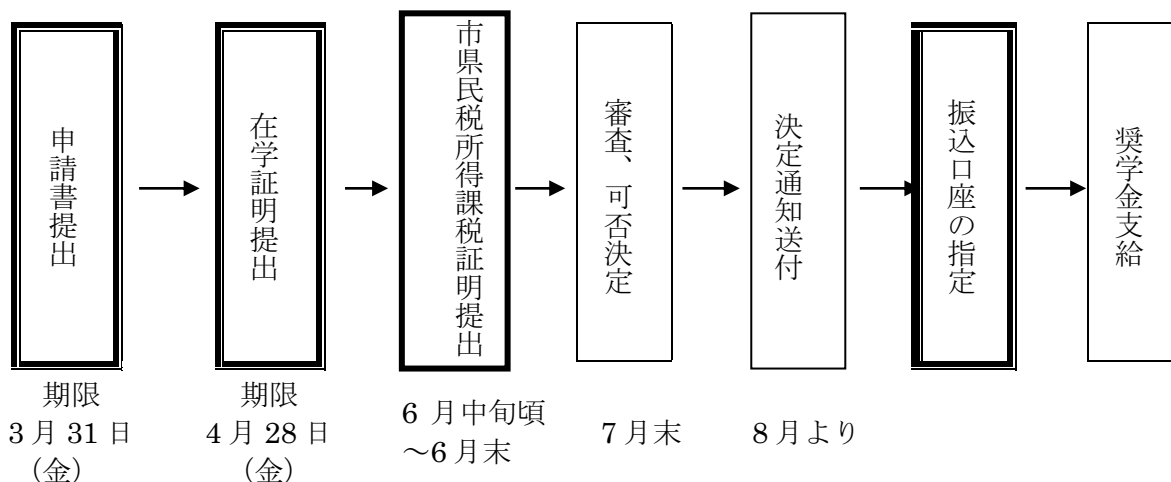
申請には以下の書類を提出していただきます。

| 書 類                                                              | 提出が必要な方                      | 提 出 時 期                            |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| 申請者と生計を一にする家族全員の住民票                                              | 全員                           | 申請書提出時<br>※調査への同意により省略できます。        |
| 生活保護法に基づく保護を受けたことが証明できる書類（写しでかまいません）                             | 「給付対象者」②の<br>アに該当する方         | 申請書提出時                             |
| 申請者と生計を一にする家族全員の市町村長の発行する収入・所得・住民税額を証明する書類<br>(R4年度、R5年度所得課税証明書) | 「給付対象者」②の<br>イ、ウ、エ<br>に該当する方 | 申請書提出時<br>※調査への同意により省略<br>できます。    |
|                                                                  |                              | 6月中旬 (※注)<br>※調査への同意により省略<br>できます。 |

(※注) R5年度の所得課税証明書については所得確定（通常6月中旬頃）後に提出していただくようになります。住民票及び例年6月に提出していただいていた所得課税証明書及びは申請書又は現況報告書に記載する調査への同意をもって提出を省略できます。（下記に該当する方は提出が必要です。）

申請日において香美市以外に住民登録をしている場合、申請日の属する年の前年1月1日時点で香美市以外に住民登録があり、香美市において所得課税状況の確認ができない場合

### ◎ 申請から受給までの流れ



※   の部分は申請者がする手続きなど   の部分は教育委員会が行うこと  
  の部分は同意により省略できます

#### 【お問い合わせ先】

香美市教育委員会

教育振興課学校教育班

Tel : 0887-53-1081